

【表4 団体別補助金交付額】

No.	法人名及び施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	学校法人日本大学	5,919,105	1,643,517	510,896
	日本大学病院	376,782	127,083	77,631
	日本大学医学部附属板橋病院	5,439,526	1,416,627	327,999
	日本大学歯学部付属歯科病院	77,221	74,359	80,302
	日本大学医学部附属看護専門学校	25,576	25,448	24,964
	学校法人東京女子医科大学	5,340,376	1,382,276	654,786
	東京女子医科大学付属病院	3,306,158	759,491	403,554
	東京女子医科大学付属病院足立医療センター	2,008,739	597,209	225,656
	東京女子医科大学看護専門学校	25,576	25,576	25,576
	学校法人日本医科大学	6,778,862	1,326,659	432,264
3	日本医科大学付属病院	4,824,471	1,087,194	288,561
	日本医科大学多摩永山病院	1,954,390	239,445	143,553
	日本医科大学健診医療センター	—	20	150
	学校法人帝京大学	3,783,255	1,041,076	540,584
4	帝京大学スポーツ医科学センタースポーツ医科学クリニック	3,783,255	1,041,066	540,584
	阿佐留病院企業団	—	10	—
5	公立阿佐留医療センター	3,087,707	995,745	430,768
	公益社団法人地域医療振興協会	3,729,061	1,071,761	127,832
6	鎌馬光が丘病院	2,488,131	818,514	67,103
	古里診療所	—	20	150
	東京北医療センター	1,200,953	213,141	52,197
	介護老人保健施設さくらの杜	7,882	21,812	1,955
	台東区立台東病院	26,056	15,728	5,107
7	老人保健施設千束	6,038	2,546	1,319
	国立健康危機管理研究機構	3,369,913	908,633	208,921
8	国立国際医療センター	1,665,597	502,520	64,661
	医療法人社団成和会	1,641,268	479,191	36,409
	西新井病院	—	20	150
	西新井ハートセントラルクリニック	—	20	150
9	西新井病院附属成和クリニック	—	20	150
	にしあらい生活習慣病クリニック	—	20	150
	介護老人保健施設むくげのいえ	6,105	5,203	9,736
10	西新井看護専門学校	18,224	18,066	18,066
	医療法人財団健真会 総合東京病院	1,653,220	522,983	24,963
合計	日本郵政株式会社 東京通信病院	2,880,591	462,881	49,111
	合計	38,207,690	9,858,024	3,044,788

(単位：千円)

(注1)交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。
(注2)令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴収・保管されているかなどに着目して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1)局及び団体

ア 東京都救命救急センター施設整備等補助金(運営費)を返還すべきもの

局は、重篤・重症救急患者の医療を確保するとともに救急医療の体系的整備を図ることを目的として、救命救急センターの施設・設備整備及び運営に係る経費に対して東京都救命救急センター施設整備等補助金(以下「施設整備等補助金」という。)を交付している。

施設整備等補助金のうち、運営費に係る分(以下「運営費補助金」という。)の補助対象となる経費について、局は、補助事業者に対する実績報告書提出依頼時の事務連絡(令和7年3月28日付)により、運営費補助金の経費等と重複する他の補助金の交付を受ける場合は、重複がないよう留意することを求めている。

ところで、学校法人東京女子医科大学東京女子医科大学病院の令和6年度運営費補助金については、表5のとおり、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額に3分の2(国が3分の1、都が3分の1を負担)を乗じて得た額を交付金額としている。総事業費には、救命救急センターに係る固定資産の減価償却費が含まれているが、この減価償却費の内訳を確認したところ、表6のとおり、令和4年度施設整備等補助金により購入したICUベッドの減価償却費46万4,887円を法人が誤って計上していたことが認められた。

このことは、取得に当たりすでに補助金交付を受けている固定資産の減価償却費について、令和6年度運営費補助金においても重複して補助対象経費として計上していることとなり、適切でない。

また、総事業費が46万4,887円過大に算定された結果、表7のとおり、補助金が15万5,000円過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。
局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、過大に交付された補助金の返還を求められたい。

(学校法人東京女子医科大学)
(保健医療局)

【表 5 令和 6 年度運営費補助金の算定について】

総事業費(A)	診療収入額及びその他の収入額(B)	差引事業費(選定額)(A-B)	補助金交付金額(選定額×2/3)(注)
540,450,701	390,139,487	150,311,214	83,201,000

(注) 補助金交付金額は、国及び都それぞれの交付決定額を上限に算定するため、「選定額×2/3」の金額とは一致しない。

【表 6 令和 4 年度施設整備等補助金により取得した固定資産】

資産名称	取得年月日	取得価格	当期減価償却費	取得価格のうち補助金負担額
ICUベッド 検定付 エアロネットレスベッド シックタイア含	令和 5. 3. 14	3,719,100	464,887	2,479,000

【表 7 過大交付額】

区分	誤	正	過大交付額
総事業費(A)	540,450,701	539,985,814	—
診療収入額及びその他の収入額(B)	390,139,487	390,139,487	—
差引事業費(A-B)	150,311,214	149,846,327	—
補助金交付金額	83,201,000	83,046,000	155,000

一般社団法人東京国際金融機構

第 1 監査の目的

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般社団法人東京国際金融機構	令和 7 年 10 月 2 日から 同日 10 日まで	令和 5 年度及び令和 6 年度の補助対象事業
局	産業労働局	令和 7 年 9 月 18 日、30 日及び同年 10 月 14 日	

2 団体の概要

主な沿革	設立の目的	事業の概要
平成 31 年 4 月 一般社団法人東京国際金融機構 設立	東京の金融市場としての魅力を高め、世界トップクラスの国際金融都市とすることを目的として設立	<ul style="list-style-type: none"> 国際金融都市としての東京に関連する情報発信 会員相互間の意見の交換、連絡及び連携 金融に関係する団体、業界等との意見の交換、交流及び連携 海外の金融プロモーション組織、金融に関係する団体、業界等との意見の交換、交流及び連携 海外金融機関等の誘致 関係官庁、関係機関その他に対する意見表明及び提言 その他当法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都中央区日本橋兜町 6 番 5 号 FINGATE KABUTO	
人員	役員 21 名(代表理事 1 名、専務理事 1 名、理事 17 名、監事 2 名。うち非常勤 20 名) 職員 9 名	
会員数	59 者	

3 都との関係

項目	令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	301百万円(令和5年度交付額) 458百万円(令和6年度交付額)
団体区分	東京都事業協力団体

(1)補助金の交付状況

(単位:百万円)

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	金融プロモーション事業費補助金	金融プロモーション事業費補助金交付要綱	国際金融都市としての東京に関連する国内外の情報発信、国内外でのネットワーキングの推進、政策提言及び海外金融系企業への支援に要する経費(10/10)	23	19	47
2	海外メアを活用した向上施策に関する補助金	海外メアを活用した向上施策の係る交付要綱	海外向けプレスリリースの発行、イベントビュー・取材記事掲載等の誘導等、金融専門誌等メディアへの記事広告の掲載等、SNS等を活用したターゲットインフラ広告に要する経費(10/10)	36	36	58
3	英文情報支援関係の補助金	英文情報支援関係の係る補助金交付要綱	上場企業個別英文IR支援及び人材育成講座の開催に要する経費(10/10)	41	45	44
4	サステナブルな国際関係に補助金	サステナブルな国際関係に補助金交付要綱	FCIS (International Network of Financial Centres for Sustainability) が実施する年次総会への参加等に要する経費(10/10)	0	2	(注1)-

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
5	金融系外国企業発掘・誘致事業費補助金	金融系外国企業発掘・誘致事業費補助金交付要綱	金融系外国企業の発掘及び誘致に係る事業に要する経費(10/10)	164	109	163
6	金融系外国企業ネットワーキング事業費補助金	金融系外国企業ネットワーキング事業費補助金交付要綱	金融系外国企業のネットワーキングと情報の発信、金融系外国企業の課題やニーズ等に基づき、金融系外国企業との連携が強化されるイベントの実施に要する経費(10/10)	9	9	9
7	EMPの普及促進に係る補助金	EMPの普及促進に係る補助金交付要綱	EMP懇談会等の開催、海外機関投資家の誘致及びベンチャーインキュベーターの開催、TAMP(EMPセミナー)の開催、独立開業道場の開催と個別相談会の実施に要する経費(10/10)	36	37	45
8	Tokyo Sustainable Finance Weekの実施に係る補助金	Tokyo Sustainable Finance Weekの実施に係る補助金交付要綱	Tokyo Sustainable Finance Weekの実施に要する経費(10/10)	32	32	40
9	都民向け金融セミナーに係る補助金	都民向け金融セミナーに係る補助金交付要綱	都民向け金融セミナーの開催に要する経費(10/10)	10	10	50
合計				354	301	458

(注1)年次総会イベント等アンケート調査の依頼が主催者都合によりなかったため。

(注2)令和6年度に「若者向け金融セミナー」から「都民向け金融セミナー」へ変更している。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

一般社団法人東京国際金融機構（以下「団体」という。）の事業について、主に、補助金に係る事業は、目的に沿って適切に執行されているか、経理及び事務が適正に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 主な補助対象事業実績

東京が世界をリードする国際金融都市となるためには、金融プロモーション活動の展開に民間の知見・ノウハウの活用が不可欠となるため、海外主要金融都市の金融プロモーション組織を参考とし、民間の多様な金融関係者などの参画を得て、日本初の官民連携金融プロモーション組織として、団体を設立した。団体は、「中期事業計画2024-2026」で、「国内外への情報発信」、「金融事業者の新規参入の促進等」、「社会課題解決のための金融」を取組の柱としている。

都は、団体に対して各種補助金の交付による資金支援を行っており、この資金支援により行われた主な事業は、以下のとおりである。

ア 国内外への情報発信

国内、海外主要都市での金融イベント参加や独自イベント開催などにより、海外投資家、資産運用業者、フィンテック関係者等に対して、国際金融都市としての東京の認知度向上と魅力発信に取り組んでいる。また、海外専門誌への記事掲載による通年での広告露出に比重を置いて情報発信していたが、令和5年度からは、より具体的に東京における金融系外国企業の進出促進策などのアピールを行うため、インタビュアーやピッチなどを通じて取材・記事の機会を増やす取組を行っており、令和4年度には10本であった取材記事本数が、令和6年度には15本となっている。

イ 金融事業者の新規参入の促進等

海外の資産運用業者やフィンテック企業を対象とし、東京への拠点設立を目的としており、外国企業の着実な進出や定着、都内経済への効果を踏まえ、令和5年度からは、設立登記手続の支援や東京の事業者とのビジネスマッチングを行う伴走支援を実施している。

ウ 社会課題解決のための金融

団体は、10月に「Tokyo Sustainable Finance Week」として、国等の関連イベントと連携を図り、国内外の金融関係者等向けに、サステナブルファイナンスに関するイベントを集中開催し、令和6年度からは、中堅・中小企業対象のセミナーも新たに実施している。また、都民のライフステージに合わせた「都民向け金融セミナー」について、令和6年度は、50代・60代向けに資産形成を考えるセミナーを追加し、全5回延べ1,910名参加している。

2 指摘事項

(1) 団体

ア プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴すべきもの

団体は、都からの補助金を受けて、国際金融都市としての東京に関連する情報発信などの各種事業を実施している。

これらの事業では、表1の契約について、高度な専門性や創造性などが要求される業務であるとして、プロポーザル方式により契約を締結している。

「契約締結に関する意思決定ガイドライン」（令和4年12月15日付代表理事決定）に基づき、団体の契約締結方式について定めた「契約方式について」（令和5年3月28日付代表理事決定）では、プロポーザル方式について、団体があらかじめ提示する予算額の範囲内において、事業者が価格以外の専門的技術やノウハウなどの要素について提案を求めることにより、募集を行い、当該募集に対して応募した者の中から提案書及び経費積算書の内容の審査により、企画内容等が最も優れた提案を行ったものを契約の相手方として特定し、発注先として選定する方法と定めている。

そこで、募集条件等を定めているRFP (Request for Proposal) を確認したところ、表1の全ての案件で、経費積算書の提出を求めているいなかった。

プロポーザル方式は、具体的な手段・手法や運営方法等の提案を受け、業務等の目的に最も適した提案を選定するものであるが、経費積算書により、提案書の内容の実現性、提案書の経費面での妥当性をより具体的に審査することができるため、確実な契約履行を担保するためにも経費積算書の提出及び審査について募集条件として定める必要がある。

プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴されたい。

（一般社団法人東京国際金融機構）

【表1 プロポーザル方式による契約】

（単位：百万円）

補助対象年度	契約	契約総額
令和5年度	2023年度金融系外国企業登録誘致事業業務委託（伴走プロジェクト） 外11件	323
令和6年度	2024年度金融系外国企業登録期間誘致事業業務委託 外12件	386

参考資料

1 運営状況

(1) 主な補助対象事業実績

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 国内外への情報発信			
(1) 金融テロモニタリング事業 海外ロービジョへの参加・登壇回数 国内イベントへの参加・登壇回数 ホームページPV数 FinCity Global Forum 参加者数	6回(7か所) 10回 23,024回 602名	6回(5か所) 5回 23,129回 573名	8回(11か所) 15回 30,042回 620名
(2) 海外メディアを活用した認知度向上施策 記事広告掲載本数 メディアアワード・ドナーズ開催回数 イベントビューター・記者とのピッチ回数 取材記事本数 テレビ出演回数	5本 4回 10本 -	2本 3回 14回 12本 -	3本 3回 22回 15本 3回
(3) 英文情報開示支援事業 個別支援社数 人材育成講座開催回数(参加者数) ワークショップ開催回数(参加者数)	15社 2回(1,328名) -	12社 3回(1,550名) -	15社 2回(1,250名) 2回(98名)
(4) FCAS 年次総会開催都市	カナダ・ブランク	ダブリン	開催なし
2 金融事業者の新規参入の促進等			
(1) 金融系外国企業発掘・誘致事業 進出意思決定 資産運用業者数(運用資産残高計) フィンテック企業数(企業価値評価額計) 拠点設立 資産運用業者数(運用資産残高計) フィンテック企業数(企業価値評価額計)	1社 9社 -	2社(約1,300\$) 6社(約5.7億\$) 0社(-) 1社(約1.4億\$)	(注)- -
(2) 金融系外国企業ネットワーク回次(参加者数) ビジネス面談数 協業事例件数	4回(470名) - -	3回(559名) - 1件	1回(113名) 36回 6件
(3) EIMPの普及促進に係る事業 EMカタログ・EMデーダベース登録数 海外40個別面談社数(延べ回数) EM Showcase 選定数 Tokyo Asset Management Forum 登壇企業数・参加者数 独立開業道場回数(参加者数)	- 6社(18回) - 13社・370名 4回(177名)	110社・40社 18社(12回) 15社 6社・329名 4回(165名)	120社・46社 18社(17回) 23社 5社・329名 4回(170名)
3 社会課題解決のための金融			
(1) Tokyo Sustainable Finance Week Tokyo Sustainable Finance Forum 参加者数 一般向けセミナー参加者数 中堅・中小企業向けイベント参加者数	479名 261名 -	487名 346名 -	593名 - 266名
(2) 若者向け金融セミナー開催回数(参加者数) 高齢者向け金融セミナー開催回数(参加者数)	3回(850名) -	3回(1,759名) -	4回(1,378名) 1回(532名)

(注) 成果実績の見直しを行い、「進出意思決定」から「拠点設立」による計上とした。

東日本旅客鉄道株式会社

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に對する局等の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局等

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	東日本旅客鉄道株式会社	令和7年10月6日から同月21日まで	
	都市整備局	令和7年9月26日及び同月10日	
	教育庁	令和7年9月26日及び同月10月17日	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局等	福祉局	令和7年9月26日及び同月10月22日	
	保健医療局	令和7年9月26日及び同月10月22日	

2 団体の概要

設立の目的	国鉄の分割民営化により、旅客鉄道事業、貨物鉄道事業、旅客自動車運送事業などの28事業を営むことを目的として設立
主な沿革	昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社発足 平成5年10月 株式上場 平成14年6月 会社株式の全てが民間に売却され完全民営化達成 令和2年3月 高輪グレートウエイ駅開業 令和2年8月 東京駅北通路周辺整備全体開業
事業の概要	旅客鉄道事業、貨物鉄道事業、旅客自動車運送事業、旅行業、広告業など28事業及び各事業に附帯又は関連する事業

所在地	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
人員	役員 16名（取締役会長 1名、代表取締役社長 1名、代表取締役副社長 3名、常務取締役 2名、取締役 4名（非常勤）、取締役常務監査等委員 2名、取締役監査等委員 3名（非常勤）） 社員 44,790名

3 都との関係

項目	令和7年3月31日時点の状況
補助金	1,094百万円（令和5年度交付額） 1,052百万円（令和6年度交付額）
財政援助等	18百万円（令和5年度交付額） 14百万円（令和6年度交付額）

(1) 補助金の交付状況
都庁整備局、教育庁、福祉局及び保健医療局の4局等が東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）に対する補助を行っている。
都庁整備局は、東京都都市再生交通拠点整備事業に対する補助、教育庁は、文化財保存事業に対する補助を行っている。また、福祉局及び保健医療局は、会社の直営の「JR東京総合病院」に対して補助を行っている。

局等	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市整備局	東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金	東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金交付要綱	東京都西部自由通路の整備に要する経費(1/3)(注1)	1,602,192	929,098	947,346
教育庁	東京都文化財保存事業費補助金	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱	文化財の保存・活用等に要する経費(補助対象経費から国庫差引額を差し引いた額の1/2)	5,000	23,613	104,105
福祉局	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金	新生児聴覚検査機器購入補助金交付要綱	自動聴性検査自碎機器の経費(10/10)	—	2,816	—
保健医療局	新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症患者の受け入れをためるための診療確保(10/10)	1,045,693	135,778	—
	感染症管理認定看護師等取得支援事業補助金	感染症管理認定看護師等取得支援事業補助金交付要綱	感染症管理認定看護師取得に要する経費(3/4)(注2)	915	2,030	—
	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症の診療に要する機関連備等の経費(10/10)	11,120	452	—
	東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	新人看護職員研修に要する経費(1/2)	745	637	745
合計				2,665,605	1,094,424	1,052,196

(注1) 東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金の交付額は、国の負担額(1/3)を含む。
(注2) 令和6年度の補助率は1/2である。

(2) 支援金の交付状況
保健医療局は、食材費や光熱費の物価高騰の影響を受けている都内の病院等に対して財政支援を行っており、J R東京総合病院に対しても支援金を交付している。

(単位：千円)

局	支援金名	根拠	算定方法 (食材費) 基準単価× 延べ入院患 者数 (光熱費) 基本額+ (1 床当たり基 準単価×許 可病床数)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健医療局	東京都医療機 関等物価高騰 緊急対策支援 金	東京都医療 機関等物価 高騰緊急対 策支援金交 付要綱	19,597	18,897	13,415	
	東京都入院時 食事療養支援 金	東京都入院 時食事療養 支援金交付 要綱	1,600円×許 可病床数×2 (令和6.4.1 ～ 令和6.5.31)		1,283	
合計				19,597	18,897	14,698

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

会社の事業について、主に、各局等の補助金及び支援金に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、補助金及び支援金の算定は適正に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金の対象である工事については、計画、設計、積算、施工等の各段階において工事が適切に行われているか、技術的な着眼点から抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な補助対象事業実績

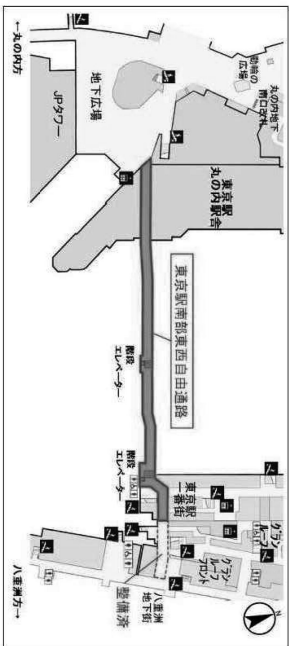
ア 東京都都市再生交通拠点整備事業 (都市整備局所管)

東京駅の北側には丸の内エリアと八重洲エリアを往来できる東西自由通路 (以下「自由通路」という。)が存在するが、南側には存在せず、両エリアをつなぐ東西方向の往来が限られることが課題となっていた。

このため、平成14年6月、回遊性の高い歩行者ネットワークの拡充を図るとともに、両エリアの連携を強化することを目的として、東京駅の南側に自由通路を新設する「東京都市計画通路第1号東京駅南部通路線」が都市計画決定された。その後、鉄道施設に対する安全性や施工性の配慮とともに、東京駅周辺の通路機能拡充を踏まえ、平成21年及び平成29年に、自由通路の幅員を12mから8mに変更するなどの都市計画変更が行われた。

会社は、この都市計画を受け、東京駅の南側地下1階に丸の内エリア (丸の内側地下広場) と八重洲エリア (八重洲地下街) を結ぶ自由通路を整備する東京駅南部東西自由通路整備事業 (以下「補助事業」という。)を行っている。

【東京駅南部東西自由通路 平面図 (地下1階)】



【東京駅南部東西自由通路 完成イメージ】



(出典：J R東日本ホームページ)

会社と局は、この事業について、平成29年6月に「東京都計画道路第1号東京駅南部道路線整備に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)を締結し、都は会社に対し、整備費用の3分の2(国費負担分を含む。)を補助金として交付するとした。国費負担分については、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する都市・地域交通戦略推進事業として、整備費用の3分の1を国が都に交付している。

基本協定では、会社が、自由通路の機能を損なわない範囲でにぎわい施設を設置することができることから、会社は、令和2年3月、会社の単独事業として、自由通路周辺にテナントスペースや待合広場を新設するなど自由通路のにぎわい創出等を図る駅改良工事(以下「単独事業」という。)を行うこととし、補助事業と単独事業の同時施工を行うことにより、工事の全体経費のコスト削減を図ることとした。補助事業と単独事業で共通する経費については、面積比や機械容量比などによりあん分して補助金額を算定しており、あん分比率は、局と協議の上、工事の進捗等により随時見直しを行っている。

自由通路の供用開始は、監査日(令和7年10月10日)現在、令和11年頃の予定となっている。会社は、局と検討・調整を行った上で、詳細設計期間中に一部の工事を先行して行うなど、可能な限り工期の短縮を図っている。

基本協定を締結した平成29年度以降の工事スケジュールは図1のとおりである。会社は、平成29年度から令和6年度までの間に、工事の支障となる施設を移転するため、移転先となる建物の建設などの先行工事及び支障移転工事を行うとともに、自由通路の概略設計及び詳細設計を行った。先行工事及び支障移転工事は令和4年度、詳細設計は令和6年度に終了し、令和4年3月から本体工事に着手している。なお、自由通路開通後も、ヤード地区内の資材撤去等の残工事があるため、補助事業の工事終了は令和14年度の予定である。

【図1 基本協定締結(平成29年6月)からの工事スケジュール】

区分/年度	平成			令和												
	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
概略設計																
詳細設計																
先行工事																
支障移転工事																
本体工事																

令和5年度及び令和6年度に行われた工事の主な内容は表1のとおりである。地下1階に自由通路を設置するためには、現在電車が走行している線路の下の地盤を掘削する必要があるが、電車の運行への影響を避けるため、会社は、地盤の掘削に先立って仮設の橋梁を構築し、線路

の受替えを行った上で、地盤を掘削するとともに、地下に本設となる高架構を構築する工事を行っている。

会社はこのほか、自由通路を構築する期間中に駅構内の物流に支障をきたすことから、仮設の物流エレベーターや物流通路等の代替施設の整備等も行っている。

【表1 令和5年度及び令和6年度の主な工事等】

詳細設計	JR東海エリアの詳細設計、修正設計(設計は令和6年度で終了)
本体工事	仮設橋脚の製作・構築、仮設桁の製作・架設、本設高架構の構築、仮物流エレベーター・仮物流通路の整備、土砂搬出トンネルの整備

イ 文化財保存事業(教育庁所管)

会社は、鉄道に関する文化財の価値を次世代に継承し、社会貢献及び地域貢献を実現するため、高輪築堤跡と鉄道古文書の保存・修復事業を行っており、都及び国から補助金を受けている。

(イ)高輪築堤跡

高輪築堤跡は、明治5年に日本最初の鉄道が開業した際に、本芝から八ツ山までの約2.65kmの海上に鉄道を走らせるために敷設された堤状の遺構である。

平成31年4月、品川駅改良工事において石積の一部が発見され、試掘調査の結果、高輪築堤の一部が確認された。会社は、高輪築堤跡を保存し有効に活用していくとともに次世代に継承していくため、有識者による各種委員会を設置して高輪築堤跡の保存活用計画や整備基本計画の検討及び策定を行っている。委員会には、文化庁、都、港区等の関係者もオブザーバーとして参加している。

会社は、委員会での検討を踏まえ、令和3年4月、高輪築堤を保存活用する取組として、「第7橋梁部を含む約80m及び公園部約40mの2か所の現地保存」「信号機土台部を含む約30mの移築保存」などの保存方針を決定した。このうち、現地保存を行う第7橋梁部及び公園部については、日本の交通の近代化や土木技術の歴史を知る上で欠かせない遺跡として、令和3年9月に国の史跡に指定された。会社は、国の史跡に指定された第7橋梁部及び公園部について、令和7年3月に策定した「高輪築堤跡整備基本計画」において、令和9年度頃に現地公開するとしている。

会社は、令和5年度及び令和6年度には、高輪築堤跡の保存・公開整備工事の実施に向けて、基本設計、実施設計等を行った。

今後、会社は令和7年度末頃に工事に着手し、令和9年度に、高輪築堤跡(第7橋梁部及び公園部)の現地公開を行う計画である。現地公開に当たっては、発掘調査等を基に欠損している箇所を再現するなど、開業期から明治30年代頃の鉄道開業当時の風景を再現するとともに、